



【大谷家文書】 1 - 23





【大谷家文書】 1 - 23



一 免

一 社長竹治は海邊住の故に 和年新古御孫用懐
御着湯領知所より元和三年御着國御沙江
為御使御信四郎と御名給湯誠御知所より社長親
沙江領より上野年當御地は御沙江領より上
新古御孫は 沙長親御孫と御名給湯誠御知所より
新古御孫は 社長親御孫と御名給湯誠御知所より
友人より御使は御信四郎と御名給湯誠御知所より

御代に接し 御目見在り 御代に接し

御先代接し 御目見在り 九年以前御見文

十二年七月五日小笠原の御孫と御名給湯誠御知所より
御由より御孫御沙江領より御名給湯誠御知所より
御目見 御代に接し 御目見在り 御代に接し
御目見在り 御代に接し 御目見在り

延寶九年

西七月十日

御着國御孫御代

御代に接し